

第53号議案

府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月府中市条例第20号）第3条の規定による議会の議決を経ずに契約を締結したことについて、市長及び教育委員会教育長の責任を重く受け止め、自ら給料を減額するものであります。

府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

(府中市長の給料の特例)

第1条 府中市長に対して支給する令和6年7月分の給料の月額、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、同条例第2条に規定する額とする。

(府中市教育委員会教育長の給料の特例)

第2条 府中市教育委員会教育長に対して支給する令和6年7月分の給料の月額は、府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年9月府中市条例第35号）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第6条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、同条例第2条に規定する額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。